

# 病院内トイレでの 転倒事故と看護職の責任

## 1. はじめに

今回は、患者が病院内のトイレで転倒して後遺障害を負った事故に関し、見守りを担当していた准看護師に過失を認めた裁判例（熊本地裁平成30年10月17日判決）をご紹介します。

## 2. 事案の概要

- (1) 原告（事故当時89歳）は、被告が経営する病院に入院をしていた患者です。  
被告病院には、認知症等に伴う行動や症状の早期改善を目指して入院治療、看護を行う施設である本件病棟が設置されていました。
- (2) 平成25年5月3日午後7時50分頃、原告は、本件病棟内のデイルームから、一人で車椅子を操作して最寄りのトイレに行き、トイレの個室で転倒して壁に前額部を打ち付けました。原告は、同日、他院に救急搬送され、頸髄損傷との診断を受けました。
- (3) 本件事故当時、本件病棟には、A、B准看護師及びC看護補助者の合計3名が勤務し、デイルームではAが一人で患者に与薬をしていました（ただし、被告病院の決まりでは、午後7時台には看護師等のうち2名がデイルームで見守りに専念することとされていました。）。)
- (4) 原告は、本件事故により、頸髄損傷による両上肢機能全廃及び両下肢機能全廃の後遺障害が残存し、身体障害者等級1級と認定されました。

## 3. 争点

本件事故当時、デイルームで患者に与薬をしていたAに、見守りを怠った過失があったか否かが争われました。

## 4. 裁判所の判断

裁判所は、「原告は、本件事故当時、歩行時にふらつきが見られるなど、転倒の危険性が高いと評価されており、車椅子を使用する際も、座位が保てず転倒や転落の危険性が高い場合には安全ベルトが装着されていたこと、トイレに行く際には必ず職員が付き添うこととされていたこと、原告に頻尿の傾向があり、4月中旬以降は、一人で車椅子を操作してトイレに行ったり、一人で歩いたりする様子が見られたことに照らせば、本件病院の看護師等は、原告が一人で車椅子を操作してトイレに行くなどの行動に出ることも想定し、原告の動向に十分に注意を払い、原告が一人でトイレに行ったり歩行したりしようとした場合には速やかに介助できるよう見守るべき注意義務を負っていた」とした上で、「Aは、デイルーム内に他の看護師等がない状態で、患者への与薬を行いながら見守りを行っていたところ、原告の動向に対する十分な注意を怠り、原告が一人で車椅子を操作してトイレに行ったことに気付かず、原告の介助を行わなかったのであるから、上記注意義務に違反したものとわざるを得ない」と述べ、Aの過失と被告病院の賠償責任を認めました。

## 5. コメント

入院患者の転倒は、時として重大な結果を招く一方で、限られた人員で患者を常時監視することは難しく、現場の皆さんには大変に悩ましい問題だと思います。一般に、裁判例は、患者に対する常時監視義務は否定するものの、患者の具体的状況に応じて事故を予見することができた場合には、見守り義務違反を認めています。本件では、原告は転倒の危険性が高く、被告病院もそのように評価していたことなどから、Aの見守り義務違反（過失）を認めました。

## 松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話：043-225-5242